

## 木簡と上代文学——水産物付札をめぐつて——

小谷博泰

木簡は国語資料としても貴重なものである。私は最近、文書木簡の宣命体表記について調べ、また細螺と蠣を素材とする記紀歌謡の解釈について検討したが、その際に付札木簡（ここでは荷札との区別をしない）に多く見られる水産物品名の語彙や用字が重要な手がかりとなつた。そして、それらの水産物名が語彙としては、当時の言語文化の中で、どのようなイメージを伴うものであつたかという点に興味を持つた。そこで、それら水産物名——魚介類海藻類の名前——が、上代文献の中にどのように登場しているかを調べてみた。

上代文献といつても、文学的傾向の見られる文献が主になるので、一般の上代人の持つていた語感とは、ずれがあろう。また、「塩」は対象外とし、「鯨」「入鹿」などの、海に住む哺乳類も、今のところ木簡に記載された例を知らないので省略した。

## 一、上代文献に見られる水産物名

まず、藤原宮跡、および平城宮跡から出土した木簡の中に、どの

ような水産物名が記載されているかを次に記す。これは、昭和五十六年までの「平城宮発掘調査出土木簡概報」「飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報」などをもとに調べたものである。<sup>(2)</sup>

## 藤原宮木簡

〈魚類〉	阿遲 <sup>1</sup>	阿由 <sup>1</sup>	年魚 <sup>1</sup>	鮎 <sup>4</sup>	伊委之 <sup>2</sup>	(伊)和志 <sup>1</sup>
伊和 <sup>?</sup>	堅魚 <sup>2</sup>	堅 <sup>?</sup>	加麻須 <sup>1</sup>	鮎 <sup>1</sup>	鮎 <sup>1</sup>	佐米 <sup>1</sup>
須 <sup>?</sup> 支 <sup>1</sup>	須 <sup>?</sup> 吉 <sup>1</sup>	多比 <sup>4</sup>	多(比) <sup>1</sup>	(田比) <sup>1</sup>	黒多比 <sup>1</sup>	佐目 <sup>1</sup>
知奴 <sup>1</sup>	尔閉 <sup>1</sup>	布奈 <sup>1</sup>				
			鯽 <sup>1</sup>			

このほか、久己利魚（何を指すか不明）<sup>1</sup>、魚<sup>2</sup>、真魚<sup>1</sup>が得られる。なお、文字はおおむね現行の字体に改めた。( ) 内に記してあるのは、たとえば「多<sup>〔比〕カ</sup>」などと解説が示されているものである。伊和はイワンのシが消えたもの、堅は堅魚の魚の部分が消えたものと思われる。さらに解説が進めば、右の品目名、数量などは補正されねばならない。

〈貝類その他の水生動物〉	伊加 <sup>3</sup>	宇尔 <sup>1</sup>	宇邇 <sup>1</sup>	鮎 <sup>8</sup>	(鮎)
1 鮫 <sup>3</sup>	伊貝 <sup>1</sup>	河鬼 <sup>1</sup>			
津備 <sup>1</sup>					
富也 <sup>1</sup>					

〈海藻類〉	滑海藻 1	伊支須 1	伊伎須 1	心太 1	撫米 1
乃利毛 2	尔支米 2	尔支軍布 1	乃利 1	広(米) 1	
(布) 1	海藻 2	弥留 1	毛豆久 1		
ただし、ほかに軍布 3 がある。					

平城宮木簡

〈魚類〉	赤魚 1	(阿治) 1	年魚 11	鮎 2	伊和志 1	鰯 2
堅魚 13	堅(魚) 2	(堅)魚 1 (堅魚) 1	鯉 1	鮭 1	鮒 5	
14	佐(米) 1	(佐)米 1 (佐) 1	須須岐 1	須(岐) 1	多比 2	佐米
鯛 2	黒鯛 1	磯鯛 1	布奈 1	鯥 9	麻須 2	

ほかに、宇波加(何を指すか不明) 1、雜魚 6、魚 5 が得られる。

〈貝類その他の水生動物〉	烏賊 1	伊加 1	(伊加) 1	棘甲 1
2	水母 1	海鼠 2	(海)鼠 1	鮑 9
2	海細螺 1	少細螺 1		(鮑) 2
				鰻 11

・ × □□□□□□□□□□□□  
 □月十三日菅生広 〔家々〕 (『平城宮木簡』1)

(『藤原宮木簡』1)

〈海藻類〉	伊支須 1	伊祇須 1	小凝 1	未滑海藻 1	未滑(海)
1	奈豆米 1	乃利 1	広米 1	細米 1	布乃利 1
3	紫菜 3	軍布 3	海藻 18	(海)藻 1	海藻根 1 (海)藻根 1
6	(若)海藻 1	穉海藻 1	鹿角菜 1	角侯 1	撫滑海藻 1

ただし、□海藻とある場合は、□に書かれていた文字によつては、別の海藻名となる。

以上が、一九八〇年までに出土のものであるが、一九八一年十二月の木簡学会における報告資料によつて、平城宮木簡に「佐米」

「海藻」「堅魚」「賀麻□魚」「世比魚」「和海藻」が各一例得られる。

また、ほかの遺跡では、大宰府から、「多比」「鰯」「鮑」「都備」「須志毛」「軍布」を記した木簡一点が出土している。右の水産物名は、主に付札(荷札を含む)に記載されたものであるが、なかには文書木簡に記載されたものも含んでいる。水産物名を記載した文書木簡の代表的な例を次に記す。

・ 「但鮎者速欲等云□□×

・ 「以上博士御前白 宮守官×

(『藤原宮木簡』1)

・ 「献上螭〔依カ〕一籠〔カキ〕昨日□□×

□月十三日菅生広 〔家々〕

(『平城宮木簡』1)

「人給所請 鰯肆拾隻 〔家々〕 海藻湯料 四月十五日巨勢部諸成」

(『平城宮木簡』1)

次に、『養老律令』の「賦役令」所載の水産物名を次に記す。

〈魚類〉 堅魚、鮎、年魚、(雜魚)。

〈貝類等〉 鰯、烏賊、螺、海鼠、貽貝、白貝、辛螺、海細螺、棘

甲瀛、甲瀛。

〈海藻類〉 紫菜、海藻、滑海藻、海松、凝海菜、海藻根、未滑海藻、(雜海菜)。

ただし、木簡の場合と同じく、加工品の場合も動植物名だけを抜き出した。

さて、上代の『古事記』『日本書紀』『風土記』『万葉集』などで、水産物名に当たる動植物語彙がどのように現れるか、それぞれの概略を述べておく。

『古事記』では、因幡の白兎、猿田彦、海幸山幸の話などは舞台に海があり、ワニ(サメ)、海鼠、鯛、などが現れる。歌謡にも、細螺、蟹、鮪などを素材にしたものがある。上巻の鑽火詞に「<sup>サザキ</sup>鯛」<sup>マサニ</sup>「真魚」があり、その序に当たる部分に「海布」「海蓴」がある。

歌謡に「<sup>ナガ</sup>漬の木」(応神紀にも重出)とあるのは、海藻のことかと言わわれている。淡水魚に「年魚」が見られる。

『日本書紀』で『古事記』と重複しないものに、「<sup>ナガ</sup>鯛」「<sup>シバ</sup>鯛」「<sup>アハシ</sup>鯛」などが見られる。ただし、『古事記』の伝承を補足するか、あるいはあまり重要ではない伝承の部分で出てくる。

『風土記』は和銅六年の官命に基づいて書かれたもので、その官命に「其郡内所生、銀銅彩色草木禽獸魚中等物具錄(色目)」とあるので、水産物名についても詳しい。中でも『出雲風土記』が最も詳しく、逆に『播磨風土記』では産物の記載はほとんど省かれている。

伝承部分では『出雲風土記』では「大魚」「<sup>タヒ</sup>鰐」「<sup>カヒ</sup>和尓」が見られるにすぎないが、ほかの風土記にも伝承部分の水産物名は多くない。

『万葉集』では、魚では「鮪」が圧倒的に多い。少数例では柿本人麻呂にスズキがあり、高橋虫麻呂の浦島伝説の長歌に「堅魚」と「鯛」が、大伴家持に「鮪」「<sup>ウナギ</sup>鰐」がある。また、巻一六の詠歌で物歌の類に、「<sup>アヒ</sup>屎鮪」「鯛」「冰魚」が見られる。ほかには、鮪(東鮪)と魚が一例ずつある。

貝は、鰐(および鰐玉)のほか、シジミとシタダミが一例ずつ現れる。恋の歌や挽歌の中に、貝、忘貝、恋忘貝が使われているが、これは実体感に乏しい素材と言える。ほかの水生動物では蟹(葦蟹)が一例である。

めだつて多いのが海藻類である。ただし、海松、軍布、稚海藻、などの具体的な種類名は少なく、上位概念語として海藻類を総称する藻(玉藻)が多いのは、魚の場合と異なるところである。

全体的な傾向としては、水産物名も、歌の表現のための材料として、観念的に、ないしは装飾的に使われている。もつとも、小螺や葦蟹を歌った民謡や、大伴家持の鰐の歌、あるいは高安王の贈り物の鮪に付けた歌(後述)のように、生活実感の強いものもある。

以上の文献に、実際の動植物として現われるほか、魚介類海藻類の名前が、人名に使われている場合もある。これを全文献について

調べることは容易でないので、試みに『寧樂遺文』所収の、戸籍、計帳、奴婢帳の類を調べてみた。

#### 戸籍・計帳

〈魚類〉 古阿由壳、麻奈壳（真魚女であろうか）、佐波、多比麻呂、小多比、阿由壳、佐米壳、麻須壳、己乃志呂壳、志比（鮒か）、小志比、布奈手、多比、佐目、和尓、布奈麻呂（鮒麻呂か、但し、他に船麻呂と表記された例あり）、小布奈、沙婆壳、堅魚壳、阿由提壳（鮎手女か）、小鯛麻呂、鯖麻呂、尔閉（ニベ、あるいは贊か）、堅魚、鯖壳、魚壳。

〈貝類〉 加比麻呂、加比、乎加比（匙などの語も考えられるが、古事記に小貝王がある）、加比壳、鮑壳。

〈海藻類〉 細米壳（細海藻女か、あるいは細目女とも取れる）、広目壳（広海藻女か）、軍布壳（他に「海藻壳」と表記された例もある）、尔伎米壳、阿良米壳、息目壳（奥海藻女であろうか）。

なお、長目の例があるが、木簡等の海藻名にナガメの例が見られないこと、ほかの海藻名使用の人名がすべて女性名であることから、これは文字通りの長目の意味、もしくは長雨、詠め、などの意かと考へる。

#### 奴婢帳

堅魚、真鰯、魚主、真氷魚万呂、魚足、伊具比女、阿治女、真魚女、奈刀自女（魚刀自女か）、多比女、魚公、大鯛女、小鯛女、氷魚主、

魚麻呂、鯛麻呂、真鯛女、鯛女、鮑女。

戸籍、計帳と奴婢帳とでは、名前の付けかたに少し傾向の違いがあるようにも思われるが、分けて記した。なお、人名の場合、同音異義語が考えられるケースでは、両様に意味が取れ、一つには限定しにくい。人名には魚の名が語彙として豊かなこと、海藻名を付けるのは女性に限られるらしいことなどが知れる。

次に、水産物動植物名の代表として、サメ、タヒ、アユ、フナ、アハビ、ワカメ（メ）の六種を選び、それぞれについて見てゆきたい。

#### 一、サメ（鰐）

藤原宮木簡に次の二例（いずれも「飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報」六による）が見られる。

1 「 大贊佐目五十斤」

2 「佐米楚割」

平城宮木簡では、参河国播豆郡の析島の海部と、同じく篠島の海部の御贊として十九点が出土している（但し、推説によるもの三例を含む）。

3 「参河国播豆郡篠島海部供奉七月料御贊參籠並佐米」

（『平城宮木簡』二）

4 「参河国播豆郡析島海部供奉〔去カ〕天平十八年十一月料御贊」

〔佐米贊六斤〕

〔平城宮発掘調査出土木簡概報〕四

5 「参河国豆郡析島海マ供奉〔播カ〕一月新御贊佐米楚割六斤」

〔平城宮発掘調査出土木簡概報〕十五

サメは、上代文学では、ワニという名前で出て来る。ワニは、サメの異名とも、あるいはサメ類の一種であるワニザメ等を指すとも言われている。『出雲風土記』の水産物を記した部分では、ワニは島根郡の入り海の産物として、入鹿、鰐、須受枳、近志呂、鎮仁、白魚などと並んで記され、サメは島根郡および秋鹿郡の北の海（日本海）側の産物として、志毗、鮎、佐波などと並んで記されている。ワニとサメとには、何らかの違いがあつたかと思われるが、これだけの資料では、はつきりしない。あるいは、ワニの方が人間に身近な存在で、サメは観念的イメージの伴なわない、距離のある客観的な存在であったかなどとも思われる。

『肥前風土記』に、「海神であるワニがいて、毎年川をさかのぼつて、川上の世田姫という石神を訪れる。その時に、海の小魚がたくさんお伴に従う」云々という話が載っている。『日本書紀』の「神代紀」にも、事代主神が八尋ワニと化して、女神のもとへ通つたという話が出ている。

また、『古事記』では、海神の娘である豊玉姫命が、火遠理命（山幸彦）との間にできた子供を産む際に、八尋ワニに化したとある。

その火遠理命を、海神の国から送り帰したのが一尋ワニであった。このように、海神ないしその一族や使いとしてワニが登場する。因幡の白兎がワニをだまそうとした話は、あまりにも知られているので省略する。

神話から離れると、『出雲風土記』に、六十年前にあつたこととして、ある少女が海辺でワニに会つて食べられ、その父親がワニに復讐したという話が出ている。「殺割者、女子之一脛屠出、仍和爾者、殺割而挂串、立路之垂也。」と、リアルに描写されている部分がある。

いずれにせよ、ワニという動物は、巨大で強力な、恐れあるいは畏るべき海の生き物として登場する。『日本書紀』では「熊鰐」という用字を当てているが、ワニのイメージにふさわしい文字として当てられたものであろう。その「仲哀紀」に、天皇の船の案内人として、「熊鰐」の名前を持つ巫者ふうの人物が登場する。「豫、抜取五百枝賢木、以立九尋船之舳、而上枝掛白銅鏡、中枝掛三十握劍、下枝掛八尺瓊、參迎于周芳沙摩之浦」とある。航海のための神事を行なう者、つまり海神を祭る者であったために、ワニという名前を当てたのかも知れない。なお、『正倉院文書』の戸籍に、「佐米壳」「佐目」および「和尔」が各一名見られる。

### 三、タヒ(鰐)

鰐は、『万葉集』に「鰐願ふ我にな見せそ水葱の煮物」(卷16三八二九)と詠まれているように、魚類の中でも最も願われるものとして、求められ賞味されたようである。木簡では、藤原宮木簡に六点、平城宮木簡に四点が得られる。

1. 「吉備中國下道評二万部里」 (『藤原宮跡出土木簡概報』)
2. 「島多比五魚」 (枝カ)
3. 「多比十五斤」 (同)
4. 「宍人娘賜長鮑」 (同)
5. 「日魚中古」 (古カ)
6. 「商多比楚割二」 (『藤原宮木簡』二)
7. 「多比楚割」 (『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』六)
8. 「若狭國遠敷郡青里御賛多比鮑壹壩」 (『平城宮木簡』二)
9. 「多比十三須ミ」 (岐カ) (阿治カ) (付カ) (同十一)
10. 「佐郡草野里鰐大賛」 (同十二)

このほか、次の「磯鰐」も、あるいは鰐の類であろうか。

11. 「紀伊國无漏郡進上御賛磯鰐八升」 (『平城宮木簡』二)  
また、次の「赤魚」は、『古事記』で「鰐」を「赤海鯽魚」と表記し、『日本書紀』で鰐を「赤女」と呼んでいるところから考へると、あるいはこれも鰐を指していたかも知れない。

「参河国播豆郡篠島海部供奉正月料御賛参籠別六斤並赤魚」

(『平城宮木簡』一)

さて、『古事記』では、火遠理命(山幸彦)の話の中で、釣針のウミサチを飲み込んでいたのが鰐であった。漁夫が獲物としてねらう魚の代表が、鰐であつたからとも考えられる。ただし、『日本書紀』一書では、鰐にこうした役割を与えるのはかんばしくないと思つてか、口女(つまり鮓魚)を登場させて、釣針を飲みこみ、火遠理命を困らせた役者を、この口女に肩代わりさせているが、これは明らかに後から付加された話と見られる。

ほかに、「仲哀紀」では、皇后が食事をしていいた船のそばにたくさんのかの鰐が集まつた。そこで皇后(神功)が、酒をそそいだところ、鰐が酔うて浮んだので、海人がそれをとつて喜び、「聖王の所賞ふ魚なり」と称えたという話が出でている。

『万葉集』では、浦島子の物語りの発端が、「堅魚釣り鰐釣りほこり」七日間も家に帰らず、船を漕ぎ進めたこととなつてゐる。

『肥前風土記』の松浦郡の条に、産物として四カ所に記載されている。『正倉院文書』では、戸籍に「多比麻呂」「小多比」が、計帳

に「多比壳」「乎多比壳」が、奴婢帳に「多比女」「大鯛女」「小鯛女」「鯛麻呂」「真鯛女」が見られる。

なお、木簡に、同じタイ科のクロダヒ、チヌの例が見られる。

「〈黒多比二〉」

(『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』六)

「三重郡黒鯛廿二口」

(『平城宮発掘調査出土木簡概報』十)

「〈評阿尼里知奴大贊〉」

(『藤原宮跡出土木簡概報』)

#### 四、ア ユ (鮎)

アユを記した木簡は、藤原宮より六点、平城宮より十三点、出土しており、魚類としては堅魚や佐米と並んで多い。うち十点を次に引用する。

1 「〈上毛野国車評桃井里大贊鮎〉」(『藤原宮跡出土木簡概報』)

2 「進上年魚大贊」 (『藤原宮木簡』一)

3 「〈下毛野国足利郡波自可里鮎大贊一古參年十月廿二日〉」

( 同 )

4 「〈〈阿由一斗升〉×

( 同 )

5 「〈筑後国生葉郡煮塩年魚肆斗貳升靈龜三年〉」

(『平城宮木簡』二)

6 × □ 煮塩鮎十〔隻カ〕

( 同 )

7 × □ 鮎十隻 右×

( 同 )

8 「左衛士府 年魚御贊五十三斛」

〔平城宮発掘調査出土木簡概報〕十一

9 「年魚醸員五×」

( 同十二 )

10 「〈年魚鮎 殿〉」

( 同 )

右の例に見られるように、付札だけではなく文書木簡も少なくない。ちなみに、8の例では木簡の裏面は、「天平十九年」と書かれているが、その上、右、下にそれぞれ別筆で「数受」「数」「口受」と書き込みがあり、あるいは品物の受渡しなどの際に、数量のチェックを行なつたものかと思われる。

上代文献に、鮎は多く現れる。『古事記』では「仲哀記」に、神功皇后が筑紫の松浦県で、裳の糸を抜き取り、飯粒を餌として河の年魚を釣ったという伝説が出ており、『日本書紀』『肥前風土記』にも、類似の話がある。これから、松浦河は女が鮎を釣る所として有名で、『万葉集』巻五にも、松浦河の鮎を釣る娘たちを歌った作品十一首が、旅人と娘たちとの相聞に後人の追和を加えた連作の構成をとつて記されている。

松浦河かはのせ光り鮎釣ると立たせる妹が裳のすそ濡れぬ

(八五五)

春されば我家の里の河門には鮎子さ走る君待ちがて (八五九) いずれも、空想による浪漫的な作品と思われる。つづいて、憶良の松浦佐欲比壳や多良志比壳(神功皇后)の伝説に題材を求める作品も

記されている。

鮎についての伝説としては、ほかに『播磨風土記』に、埋葬のために遺骸を運んでゆく途中で、川にその遺骸を流し失ってしまった。そのため、それからはその川（印南川）の年魚は、御贊にたてまつらない、との伝承がおさめられている。

『風土記』の水産物記載部分では、魚類の中では鮎が最も多く記されているが、これは『出雲風土記』に二十一ヵ所も記されていることによる。ほかに、「年魚生ふ。有味し。」（『播磨風土記』飫磨郡）、「年魚、多にあり。」（『豐後風土記』日田郡、速見郡）、「年魚あり。」（『肥前風土記』神埼郡、小城郡）、「多く年魚を取る。大きさ腕の如し。」（『常陸風土記』久慈郡）などの例が見られる。『出雲風土記』では、「則ち、年魚、鮎、麻須、伊具比、鰯、鱈等の類ありて、潭湍に雙び泳げり。」（出雲郡）とあって、古代の自然の幸にめぐまれた河川の様がしのばれる。なお、他の河魚と並記される場合は、アユ・サケ・マス・イグヒの順に並んでいて、アユが最も重視されたであろうことがうかがわれる。

貴族たちには、鮎の産地としてはまず吉野が思い浮かべられたようで、大宰府にいたころの大伴旅人に、次の作品がある。

隼人の瀬門の磐も年魚走る吉野の瀬になほ及かずけり

（巻6九八〇）

吉野の鮎については、『日本書紀』の「応神紀」十九年の条に、

吉野の宮にこの年、國櫻が酒を献上したとあり、これ以降、土毛として「栗、菌」及び「年魚」の類をたてまつるようになったとされている。「天智紀」では、次の歌謡が収められている。

み吉野の吉野の鮎、鮎こそは島辺も良き、え苦しゑ、水葱のもと芹のものと、我は苦しゑ

『万葉集』には身近かな風物として、鶴養の情景が歌に詠みこまっている。

こもりくの長谷の川の、上つ瀬に鶴をやつかづけ、下つ瀬に鶴をやつかづけ、上つ瀬の年魚を食はしめ、下つ瀬の鮎を食はしめ、麗し妹に鮎を惜しみ、投ぐるさの遠ざかりゆて……

（巻13三三三〇）

……鮎走る夏のさかりと、島つ鳥鶴養が伴は、行く河の清き瀬ごとに、篝さしなづさひのぼる……（巻17四〇一一 大伴家持）

家持の作品は越中の風物を詠んだものであるが、彼には「潛鷗歌」（巻19四一五六～四一五八）に、類似の内容の部分がある。『大日本古文書』巻五の、天平宝字六年七月十九日の阿刀宇治麻呂解の追記部分に、「依比日之間川水甚太、此河鶴甘不<sup>レ</sup>住、又不<sup>レ</sup>作<sup>ニ</sup>網代」云々とあって、鮎を鶴や網代を使って獲つていたことが知られている。

人名では、『古事記』に「遠津年魚目<sup>ミ</sup>微比壳」（崇神記）が見え、『正倉院文書』の戸籍・計帳に「古阿由壳」（二例）「阿由壳」（二例）「阿由提壳」（二例）あり、いずれも女性名である。アユは河魚

としては、上代文献に最も多く現われ、それだけに特別に賞味されたであろうことが知られよう。

### 五、フナ（鮒）

「鯛」や「鮎」は現在も賞味されているが、「鮫」や「鮒」は当今は、一般的な食物とは考えられなくなっている。その鮒は、木簡では十二点の多数が得られる。

- 1 「く旦波国竹野評鳥取里大賛布奈く」 (『藤原宮木簡』二)
- 2 「く鯽醢」 (『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』五)
- 3 「く武藏國男衾郡川面郷大賛一斗鮒背割天平十八年十一月く」 (『平城宮木簡』一)
- 4 「鮒卅隻」 (同)
- 5 「く鮒く」 (『平城宮木簡』一)
- 6 「進出 鮒十五口」 (『平城宮木簡』三)
- 7 「く越中國利波郡川上里鮒雜」
- 8 「大村里大賛布奈壹籠」 (『平城宮発掘調査出土木簡概報』六)
- 9 「く六臣千鳥調鮒四斗三升」 (同)
- 10 「く鮒四斗六升 三口」 (同)
- 11 「味塩鮒廿」 (同十二)

### 12 <鯉鮒并納家腊

(同十二)

「賦役令」では貢進物中に、鮒だけが「近江鮒」として、産地の名を付して記載されている。関根真隆氏はこれを、「琵琶湖のフナ、即ち今日にいう源五郎ブナ」と推定しておられる。ところで、先にアユの条で引用した天智十年の、「み吉野の吉野の鮎」であるが、

当時の人が『日本書紀』に所収されているあの歌謡を見た場合、まず「近江鮒」を「我は苦しゑ」の主人公として思い浮かべたのではなかろうか。この歌謡中の「我」については諸説があるが、これは天智死後の皇位継承を諷した童謡であり、壬申の乱の前ぶれとして使われている。民謡の場で歌われた場合はともかく、物語りの中では、島辺に泳ぐ吉野の鮎は天武を表象し、それに対して苦しむ我は、水葱や芹の生えるよどみで苦しんでいる魚、すなわち「鮒」、すなわち「近江鮒」、すなわち近江朝の大友皇子を連想させたであろう。これについては別稿で詳しく論じたい。

『古事記』に鯛を「赤海鯽魚」と表記し、『日本書紀』に「海鯽魚」(略して鯽魚とも)と書いてあるのは、古代の人には鯛と鮒とは形が似ているように思えたからであろうか。『万葉集』卷四に、「高安王裏鮒贈娘子歌一首」がある。

奥辺行き辺に行きいまや妹がためわが漁れる藻臥し東鮒  
(六二五)

東光治氏は、この「つかふな」を、手づかみにした鮒の意と解され、

このフナはよほど大形のものであつたろうとされている。<sup>(5)</sup>

『正倉院文書』では、天平宝字中の「車持果安解」（『大日本古文書』卷二十五 三五〇頁）に、「□鮒貢一貫百文」がある。ほかに、まとまとしたものとして、「下道主難物進上啓案」（『大日本古文書』卷十五 三七四～三七五頁）が見られる。

謹啓

進上溫船壹隻

松肆材

蕨貳升

鮒

右物等、雖乏少時皆人所好、乞察趣、

勿嫌捨、物輕情重廻使進上如件

謹啓

一道主蒙彼沢今間安平日得如常、又聞、  
亦其所如之者、何悅如之、但以今月中下旬、

將必進上、面叙不遲、然鮒徵勿數、以難求之、

雖牒然數勿鮒徵而請求

鮒を記載した木簡は、すでに三十点を越えるので、そのうち十点だけを引用する。

1 「酢鮒十三□」  
2 「生鮒廿孔」  
3 「加岐鮒」

（『藤原宮跡出土木簡概報』）  
（『藤原宮』）  
（『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』五）

4 ×□一古夏鮒一古

（同六）

5 「上總国安房郡白浜郷戸主日下部床万呂戸白髮部島輪鮒」

（『平城宮木簡』一）

であろうか。ただ、『播磨風土記』賀毛郡に、花浪の神の妻である淡海の神が、夫を追いかけて追いつげず、うらんでもみずから刀で腹をさき、沼に没したという「腹辟の沼」の地名伝承があり、そのため、この沼の鮒ははらわたを欠くと説かれている。

水産物としては、次のような記載が見られる。

河鮒の類、悉に記すべからず  
（『常陸風土記』行方郡）

鮒鯉、多に住めり  
（同 香島郡）

鮒あり  
（『出雲風土記』島根郡その他）

鶴鯉、鳧、鴨、鮒あり  
（同 秋鹿郡）

鮒、須我毛あり  
（同 島根郡）

## 六、アハビ（鮒）

天平宝字六年三月六日の右の書状は、草案であり、推敲中のものであるため、消したり書き加えたりしてて判読しにくく、鮒に関する部分だけを抜き出して、あとは省略した。鮒がしばしば徵せられるが求めがたいことを弁明するものかと思われる。『古事記』などの伝承には見当らないのは、あまりにもありふれた魚であつたため

- 6 「〈長鮑壹籠納參拾漆條卅一条七尺六寸四寸〉」 (同)
- 7 「〈上總國阿幡郡鮑耳放二編三列〉」 (同二) (調カ)  
〔藤甲贏交作鮑一塙〕 (平城宮発掘調査出土木簡概報) 五
- 8 「〈薄鮫卅七斤五編〉」 (同)
- 9 「〈薄鮫卅七斤五編〉」 (同)
- 10 「〈掠割鮑六斤〉」 (同)
- 木簡では、「酢鮑」「長鮑」「生鮫」「加岐鮫」「夏鮑」「薄鮫」「御取鮑」「玉貫鮑」「蒸鮑」「割鮫」などとして書かれている。
- よく食されていたことが知られる。『風土記』では、水産物として次の例が記されている。
- 石決明、棘甲贏、魚貝等の類、甚多し。 (常陸風土記) 久慈郡
- 志毗、鯛、沙魚、烏賊、蛤、鮑魚、螺、蛤貝…… (出雲風土記) 島根郡はか
- 鮑、螺、鯛、海藻、海松等あり。 (肥前風土記) 松浦郡はか
- 『肥前風土記』では、土蜘蛛が御贊として天皇に、「長鮑、鞭鮑、短鮑、陰鮑、羽割鮑」などを作って献上した話が出ている。なお、天平七年左京職符に鮫が見られる。
- 職符 東市司
- 奉神幣帛五色絶各一丈
- 布參端 鮫一連 堅魚一連 海藻一連 塩一尻 折横一口
- 右件之物等、以利錢買、限今日内進上職家、符到奉行、
- 大進大津連船人

少属衣縫連人君

天平七年□月九日

(大日本古文書) 卷一 六四一頁

『万葉集』では、卷三の詞書に「乾鮫」が見られる。

或娘子等贈裏乾鮫、戲詣通觀僧之咒願時、通觀作歌一首

わたつみの奥に持ち行きて放つともうれむぞ此がよみがへりなむ

また、次のように、鮫を獲る漁夫が詠みこまれている作品もある。

伊勢の白水郎の朝な夕なに潜くとふ鮫の貝の独念にして

(卷11二七九八)

しかし、上代文学ではアハビは、食用としてより、そこから取れる白玉が題材となっている。『日本書紀』の「允恭紀」十四年に、

天皇が淡路島に獵をしたところ、獲物が少しもとれない。占いによつて、赤石(明石)の海の底にある真珠を島の神に供えればよいことがわかり、一人の海人(あま)が海底にもぐり、大鮫を持って浮かび出たが、彼は息絶えてしまった。その大鮫を割くと、真珠がその中にあり、それを島の神に供えて、多くの獲物を得た、という話がある。

また、「武烈天皇即位前紀」の影媛の悲恋物語りの中に、太子が影媛に贈ったとされる次の歌謡が見られる。

琴頭に来居る影媛 玉ならば我が欲る玉の鮫白珠

これは、影媛を鮫白珠にたとえたものである。

『万葉集』の山辺赤人の作に次のものがあり、淡路の海人の鮫玉を獲る様子が詠まれている。

……淡路の野島の海子の海の底、奥ついくりに鮫玉さはに潛き

出、船並めて仕へ奉るし貴し見れば

（卷6九三三）

大伴家持にも、「為贈京家願真珠歌一首」として「珠洲のあまの奥つみ神にい渡りて潜きとるといふ鮫玉……」（卷18四一〇）とある。東光治氏は、アハビ真珠は当時は最も尊重され、鮫珠が真珠の別名ともなつていていたと書かれている。<sup>(6)</sup>白珠は『万葉集』にもいくつも詠まれており、恋人への贈り物として望まれ、あるいは恋人の

面影をしのぶよすがとされたりするが、「恋忘貝」などと同様、美的言語感覚でとらえられた、いささか觀念的、浪漫的な素材となつていて。和歌木簡にも「玉尔有波手尔麻伎母知而□□……（玉にあらば手に巻き持て）」（平城宮発掘調査出土木簡概報・六）があるが、

類似の表現は『万葉集』にも多く、「神樂歌」にも「大宮の少ちひ小舍人や、手手にやは、手手にやは、玉ならば手手にやは」「玉ならば昼は手に取りや、夜はさ寝め、手手にや、夜はさ寝ね手手にや」等とあり、民謡としても歌われたことが知られよう。

## 七、ワカメ・メ

魚介類が『正倉院文書』にきわめて乏しいのに対し、海藻類は豊

富である。食物の請求や支給に関する文書、あるいは買物帳などに米や塩などと並んで多数見られる。次の例はコモを雜色人等の菜料として送った際の書状である。

符写經所

古毛アモ一荷四古

右、彼所雜色人等菜料、送遣如件、故符、

池原公「禾守」

十二月廿一日

（『大日本古文書』卷十四 四四九～四五〇頁）さて、海藻類の中でも、「海藻」は、次の天平六年五月一日の「造仏所作物帳」（『大日本古文書』卷一 五六五～五六六頁）を始めとして、『正倉院文書』中におびただしく見られる。

海藻カモ七百八十二連

未滑海藻カモ十八斛

布能利八斗六升

母豆モツブ久六斗

古母コモ二斛八斗

伊伎須十三斛

『正倉院文書』に海藻類の記載が多いわけは、まず当時は、多量に海藻類が食されていたからであろう。たとえば天平宝字二年九月の写経食料雜物納帳（『大日本古文書』卷四 三二七～三三六頁）などで

知られるように、食料として、穀類や塩、調味料、蔬菜などとともに、海藻類が當時、写經所に納入されている。

ところで、木簡では請求文書等にも、魚類の名前が少くないのに、『正倉院文書』にそれが全くといつていいほど見られないのは、そのほとんどが寺院関係の文書であることが第一の理由であろう。

寺院では、言うまでもないことだが、動物性食料の請求は、まず考えられないわけである。木簡は、『正倉院文書』のこうした片寄りを補正する有力な資料ともなるわけである。

さて、「賦役令」では海藻類一般を「雜海菜」（クサグサのモハと訓むのであらうか）と記し、「海藻」（メ）はそれとは区別してある。関根真隆氏によると、メ・ニギメはワカメの別名という。

木簡では、メは四十点を数え、ニギメ四点、ワカメ一点を数える。ナデメ、ヒロメ、ホソメなども、これに近縁のものであらうか。次に十点だけ引用しておく。

- 1 「〈海評三家里<sub>日下部</sub>軍布<sub>日佐良</sub>〉」（『藤原宮跡出土木簡概報』）
- 2 「□里人大伴マ知真利爾支軍布廿斤」（同）
- 3 ×□国<sub>既カ</sub>多郡水□海藻×
- 4 「〈常陸国那賀郡須□埼所生若海藻〉」（『平城宮木簡』）
- 5 「〈長門国豊浦郡都濃島所出穉海藻天平十八年三月廿九日〉」（同）
- 6 ×□周岐里海部<sub>神龜五年</sub>」

7 「〈因播国進酢海藻御贊三斗一升〉」（同二）

8 「嶋国嶋郡魚切里御調海藻廿<sub>斤カ</sub>」

（『平城宮発掘調査出土木簡概報』十二）

9 「乃利<sub>古</sub>布乃利<sub>古</sub>伊支須<sub>古</sub>海藻<sub>古</sub>廣米<sub>束</sub>右七種」（同）

10 「内膳司牒小子部門司堅魚<sub>三古</sub>息<sub>三古</sub>」

（『平城宮発掘調査出土木簡概報』十五）

さて、海藻類はものの性質上、説話の題材にはなりにくい。『風土記』に地名伝説の中で、天皇が巡行の際に見て、それが地名の起

こりになったとして出てくるくらいのものである。「能理波麻村」（『常陸風土記』信太郡）の海苔、「藻島駅家」（同、多珂郡）の海藻、

「最勝海藻門」（『豊後風土記』海辺郡）の「最勝海藻」、「米多郡」（『肥前風土記』神埼郡）の「海藻」がそれである。ただし水産物の記載の中には、海藻類も多い。『出雲風土記』では、メだけでも二十

三カ所に記載されている。『肥前風土記』では、「鮑、螺、鰐、鰐、魚、及、海藻、海松、多し」（松浦郡）などと記されているほか、「海藻早く生ふ。以ちて貢<sub>みつぎ</sub>上に擬<sub>あ</sub>つ」（高来郡）と記されている例がある。

『万葉集』には海藻類は多く見られるが、現れたが木簡や『風土記』などとは異なっている。『万葉集総索引』をもとに数えると、玉藻が五十九カ所（枕詞を含む）に、奥つ藻が九カ所、辺つ藻が一カ所である。これに対し、メは一カ所、ワカメは二カ所、ミルが二カ所、フカミル八カ所、マタミル二カ所、ナノリソ十六カ所、ナハノ

リ五カ所等である。つまり、『正倉院文書』などでは、具体的な種類名を記す下位概念語の「海藻」「滑海藻」などが現れるのに対し、『万葉集』では総称としての上位概念語のモが、美称のタマを伴なつてタマモ（川藻を指す場合もある）として現れることが多い。

藤原

宮木簡に一点が得られる「奈乃利毛」は、『正倉院文書』にも見られないが、これが『万葉集』に十六カ所も出てくるのは、物品そのものよりも、物品を離れてそれを指す名称そのものの面白さによる。フカミルなどにも同様のことが言えよう。恋忘貝の場合のように、海藻類も言語芸術に特有の、観念的素材として使われる傾向があると言えよう。

もつとも、「紀女郎裏物贈友歌一首」に「風高く辺には吹けども妹がため袖さへ濡れて刈れる玉藻ぞ」（巻4七八二）とあり、丹比真人の作に「難波がた潮干に出でて玉藻刈る海未通女ども汝が名告らさね」（巻9一七二六）とあるように、貴族の女たちが実際に藻を採取したり、貴族の男たちが旅先で藻を刈る海女たちを見たりするとも、珍しくはなかったであろう。

なお、柿本人麻呂に「玉藻なす寄り寝し妹を」（巻2一三一）、「沖つ藻の靡きし妹は」（巻2一〇七）などとあるように、海藻はうら若い女性のイメージにふさわしいもので、『正倉院文書』にも「軍布壳」「細米壳」「広米壳」「尔伎米壳」「阿良米壳」などと、女性名に藻の名称が使われている例が見られる。巻2一九四の「玉藻な

すか寄りかく寄り靡かひしつまの命のたなづく柔膚すらを」の「つま」について、これを「夫」とする説と「妻」とする説があるが、当然これは妻としなければならない。

以上、木簡に多くの例が見られる水産物語彙について、サメ、タヒ、アユ、フナ、アハビ、ワカメ（メ）の六つを選び、上代文献におけるその記載例を調べ、それらの語彙の持つ語感をさぐってみた。これを要約して、たとえば、古代トーテミズムの残影のうかがわれるワニ（サメ）だとか、魚類において最も頗るらしいものとされ、賞味されたタヒだとか、清流で泳ぐ姿をめでられたアユだとか、身につかまえられ食されたフナだとか、多様に加工調理されよく賞味されたであろうに、もっぱら生み出した白珠を珍重されたアハビだとか、和歌では乙女のイメージを浮かびあがらせる藻（海藻類の総称）だとか、それそれ結論づけることができようが、そうしてしまふと、もれ落ちてしまうことがらが多くなってしまうであろう。木簡は最も日常生活に密着した、現実的な言語資料と言えようが、それと観念世界の広がりを伴う『万葉集』などの上代文学との比較によって、これらの語彙が言語文化の中で位置する特質の一端とでも言うべきものがうかがえればと思い、ここでは、そのための基礎的な調査を試みた次第である。

## (1) 註

「藤原宮木簡の用字および表記について」を一九八二年五月に訓点語学会にて口頭発表、「記紀歌謡と付札木簡——「細螺」「蠣」をめぐつて——」を一九八二年六月に古事記学会にて口頭発表した。

(2) 奈良県教育委員会『藤原宮出土木簡概報』(一九六八年三月)、『藤原宮』(一九六九年三月)。奈良国立文化財研究所『平城宮木簡』一、『藤原宮木簡』一、『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』一、『平城宮発掘調査出土木簡概報』一、十五。但し、字体は新字体を使う。

関根真隆『奈良朝食生活の研究』一九六九年七月、一六一頁。

(4) (3) 山路平四郎『記紀歌謡評釈』一九七三年九月、四八五~四八七頁に紹介がある。

(5) (6) 東光治『万葉動物』一九四三年一二月、一四七~一四九頁。

関根真隆『奈良朝食生活の研究』八九頁。

(7) △補記△ 『古事記』『風土記』『万葉集』などは、岩波書店発行の日本古典文学大系および日本思想大系によった。ただし、字体を現在通用のもので代えたり、訓み下し文を私意で改めた部分が多い。脱稿後に『神楽歌』の歌謡「磯良崎」に「わきもこがためと鯛釣る海人の」とあり、「日本書紀」の衣通姫の物語中に「故、時の人、浜藻を号けて奈能利曾毛と謂へり」と、語源説話が出ているのに気づいた。また、藤原宮木簡の「鮒」字は写真から考えるに、あるいは「鮒」字の旁のゆがんだものかも知れないとも思われ、平城宮木簡の「磯鯛」は「磯」がシの借訓字としても使わることから、あるいは現在のイシダイであるかも知れないと思うに至つた。

木簡や『万葉集』の「軍布」例について、鈴木一男先生の「国語史料と

しての藤原・平城両宮跡出土の木簡雑考」(『高校教育研究』一九六九年九月、『初期点本論攷』一九七九年四月所収)に触れておられる所がある。民俗学などの文献について参照しなかつたのは、ひとつには文化の根源を求めて時代をさかのぼろうとする視点を避けようとしたためであるが、このことによって逆に片寄りが生じたのではないかと恐れる。なお、この稿の執筆後に、「藤原宮木簡の用字および表記について」(『訓点語と訓点資料』第六九号に発表予定)、「記紀歌謡の解釈と木簡——細螺・物申す・かき貝・鮒——」(『古事記年報』二五号に発表予定)をまとめた。本稿と互に補うところがあるので、御参照いただければ幸いである。